

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和7年度物価高騰対応生活支援給付金	<p>①人口の少ない小離島では、対象者を限定すると一対象当たりの金額が高額になる。家族構成や生活水準が目に見える地域の中で高額支給をすることは、差別や争いを生む可能性があるため避けるべきである。 非課税世帯ではない島民も、島内に高校がないことから内地に子どもを進学させたり、離島であるがために単身赴任をせざるを得ず二重に家賃・光熱水費を支払う必要があり、物価高騰の影響を受け家計を圧迫している現状に差はない。燃料や食料品等の価格も内地以上に高額のため、全島民を対象とする必要がある。 物価高騰の影響により電力・ガス・食料品等価格の高騰に直面する島民のうち、電気・ガス・水道・浄化槽使用料金を支払った者に対し、料金の一部を支援する。(対象期間R7.4.1～R8.2.28までの支払い分) ②総事業費11,000千円の一部に交付金9,834千円を充当 ③110世帯×100千円＝11,000千円(内一般財源1,166千円) ④令和7年7月1日(基準日)以降青ヶ島村に住居登録されている者及び基準日以前に3ヶ月以上村の住民基本台帳へ記録されており、基準日以降6ヶ月以内に転出していない者のうち村内に居住していると認められるものであり、対象期間内に支払いをした者。 なお、この給付は令和7年度の住民を対象とするものであり、令和7年度の支払い実績に応じるものであるため、支払を証する書類が必要であること、年度をまたぐと給付対象者が島外に転出し給付手続きが煩雑となることから、R8.3までの支給完了を目指し、可能な限り早期に事業を実施する。。</p>	R7.12	R8.3
2	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	令和7年度青ヶ島村低所得世帯支援臨時給付金	<p>①本村では、エネルギー・食料品価格の物価高騰については、全ての島民が影響を受けているが、中でも特に影響の大きい低所得世帯(世帯構成員すべてが非課税または均等割のみ)について給付金を支給し生活の活性化を図る。 ②総事業費700千円の一部に交付金606千円を充当 ③14世帯×50千円＝700千円(うち一般財源94千円) ④令和7年1月1日(基準日)以降青ヶ島村に住居登録されている者及び基準日以前に3ヶ月以上村の住民基本台帳へ記録されており、基準日以降6ヶ月以内に転出していない者のうち、令和7年度住民税が非課税もしくは均等割のみ課税されている者のみで構成される世帯を対象とする。</p>	R7.7	R8.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	令和7年度青ヶ島村水道・浄化槽基本料金負担軽減対策事業	<p>①基本料金の減免を行うことで食料品等の物価高騰の影響をうける住民および事業所を支援する。 ②水道事業会計及び浄化槽事業会計に繰り出し、水道料金および浄化槽使用料の減免に係る費用 ③公的施設等を除く全世帯・全事業所における水道料金及び浄化槽使用料の基本料金を減免する。 減免期間:4か月(12月検針分～3月検針分) 水道料金減免事業補助金 基本料309,900/月×4ヵ月＝1,239,600≒1,240千円 浄化槽使用料金減免事業補助金 基本料220,000/月×4ヵ月＝880千円 1,240千円+880千円＝2,120千円 交付金2,119千円を充当する(うち一般財源1千円) ④公的施設等を除く全世帯、全事業所</p>	R7.12	R8.3